

●香川県告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和3年5月21日から同年6月11日まで一般の縦覧に供する。

令和3年5月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 観音寺善通寺線（49号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市豊中町本山甲字百合田713番3 地先 (詳細な区間は、関係図面で示す。)	前	12.0~26.0	55	余剰地の不用物 件化
	後	4.7~22.8	55	